

高体連業務に関わるサービスの取扱い

長野県高等学校体育連盟

標記について、下記のとおり取り扱うこととする。

平成 24 年（2012 年）4 月 1 日より施行

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日一部改正

区分	業務内容	具体例	取扱い	旅費
I	団体の組織運営役員として業務を行う場合	全国会議、北信越会議 全国大会視察、北信越大会視察 県高等学校体育連盟会議 (理事会、常任理事会、評議員会、会計監査、結団式、委員会、事務局会議)	職免	連盟負担
II	団体の役員として競技会運営役員（審判員含む）の業務を行う場合	区分Ⅲ以外の大会 例) 選手権大会、選抜大会、北信越高等学校新人大会		主催団体負担
III	競技会の共催者等である長野県教育委員会の教職員として競技会運営役員（審判員含む）の業務を行う場合 * 右記大会は、県教育委員会が主催・共催等の立場で関わっている。	県高等学校総合体育大会 県高等学校新人体育大会 県高等学校定時制通信制総合体育大会 北信越高等学校体育大会（長野県開催） 北信越高等学校定時制通信制体育大会（長野県開催） ・ 専門委員会（全県専門委員会・専門委員長会含む）、大会要項作成、組合せ会議、施設調整会議ほか ・ 大会運営 全国高等学校総合体育大会（長野県開催） ・ 実行委員会委員 ・ 大会運営	公務	連盟負担 (旅費別途出張)

- * 1) 各地区高等学校体育連盟に関しても上表による。
2) 他の業務については協議する。
3) 派遣依頼文書に、公務・職免および旅費負担の有無を明記する。